

岩手県告示第16号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づき、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令和7年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止

2 実施する区域

本県内全域の100羽以上の鶏、あひる及びほろほろ鳥を飼養する農場（以下「農場」という。）並びに家畜防疫員が必要と認める家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）を飼育する施設（以下「施設」という。）。ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場及び施設を除く。

3 実施の期日

令和7年1月16日から同年3月31日まで

4 消毒方法

家畜防疫員の指示するところにより、消石灰を農場及び施設内（家きん舎の周囲並びに農場及び施設の外縁部）に散布すること。